

我孫子市ごみ集積所寄附受入基準

(目的)

第1条 ごみ集積所（以下「集積所」という。）の寄附受入について、その受入基準を定めることにより、集積場を利用する住民の良好な生活環境を保持することを目的とする。

(寄附の対象)

第2条 寄附の対象となる集積所は、我孫子市ごみ集積所設置及び維持管理基準に基づき設置された戸建て住宅専用の集積所の土地とする。

(寄附の条件)

第3条 寄附の申し出をする集積所は、集積所立会検査が完了し、その結果が「良好」であることとする。

- 2 当該集積所の地目は農地以外であること。
- 3 当該集積所に質権、抵当権などの担保物件、借地権などの土地利用権、譲渡担保、買戻し特約並びに代物返済予約等の仮登記担保、その他物上負担があるときは、これを消滅させ、又はこれに関して必要な措置を講じたあとでなければ寄附を受けない。
- 4 集積所と電柱用地が一筆の土地にある場合は、分筆を行ったあとで、集積所のみ寄附を受け、電柱用地の寄附は受けない。
- 5 我孫子市との間で「ごみ集積所の使用及び維持管理に関する覚書」が締結できること。

(寄附の申し出)

第4条 寄附の申し出をする者は、我孫子市財務規則（昭和62年3月30日規則第9号）（以下「財務規則」という。）第215条第2項1号で規定する寄附申出書（第116号様式）を提出しなければならない。

- 2 前項で規定する寄附申出書には、つぎに掲げる書類を添えるものとする。
 - (1) 位置図
 - (2) 集積所構造図
 - (3) 公図の写し
 - (4) 地積測量図
 - (5) 登記事項証明書
 - (6) 履歴事項全部証明書
 - (7) 第3条第5項に規定する「ごみ集積所の使用及び維持管理に関する覚書」

(受入の決定と所有権の移転)

第5条 受納の決定は、財務規則第215条第3項で規定する寄附受入書（第117号様式）によるものとする。

- 2 集積所の所有権は、前項の寄附受入書の交付日をもって移転するものとする。

(所有権移転の登記)

第6条 寄附の申し出をした者は、前条第1項の寄附受入書の交付を受けたときは、所有権移転登記に必要なつぎに掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 登記原因証明情報兼登記承諾書

(2) 印鑑証明書

2 市は前項の書類を収受したときは、移転登記の手続きを行うものとする。

3 前項の移転登記の手続きの完了は、登記完了証の写しの送付を以て行うものとする。

基準の施行日 平成29年10月1日